

平成28年9月7日
東海旅客鉄道株式会社

駅の天井の地震対策について

平成23年3月の東日本大震災では、公共施設等において、建物自体に大きな損傷がない場合でも、建物本体から吊り下げる構造の天井（以下「吊り天井」と言います）が脱落する被害が多数発生しました。これを受けて、当社では、震災の被災状況や国の技術的助言などを踏まえ、天井の設計時の仕様を統一し、東日本大震災以降に新築または増改築した駅のすべての天井について、規模や構造によらず耐震性能の向上を図ってきました。

その後、平成26年4月に建築基準法の関連法令が一部改正され、一定規模以上の吊り天井が「特定天井」と定められ、この「特定天井」については、新築又は増改築時に脱落対策を行うことが義務化されました。

当社では、東日本大震災以降に新築または増改築した駅に特定天井はありませんが、このたび、東海道新幹線の全駅およびお客様のご利用が1日1万人以上の在来線駅のうち、東日本大震災以前に設置された駅についても、特定天井を含む吊り天井の脱落対策を実施し、地震時の安全性を高めることとしましたのでお知らせします。

1. 対象駅

- ・新幹線駅：東京、品川、新横浜、静岡、浜松、名古屋、京都、新大阪など
全17駅
- ・在来線駅：金山、千種、大曽根、勝川、多治見、藤枝、磐田、尾張一宮、岐阜などお客様のご利用が1日1万人以上の30駅
※新幹線・在来線併設駅の7駅は新幹線駅として計上

2. 対策の実施

- ・建物本体と天井をワイヤーでつなぐ方法を基本とした天井の脱落対策を行います。（別紙）
- ・天井の構造形式や設備状況によっては、天井の取替や撤去などの脱落対策を行います。

3. 工事費

約130億円

4. 工事期間

平成28年9月～平成39年3月

5. その他

工事期間中、コンコース等の通路の一部が狭くなる場合があります。お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

◎脱落対策のイメージ



◎対策箇所(例)

